

第7章

緑化重点地区および緑地保全配慮地区



都市緑地法[※]には、緑の基本計画に定めることができる事項として「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区（緑化重点地区）」及び「重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区（緑地保全配慮地区）」が挙げられています。

「緑化重点地区」は、駅前等都市のシンボルとなる地区、市街地開発事業等の予定地区、良好な都市環境の形成を促進する地区などに適用されます。

「緑地保全配慮地区」は風致景観となる緑地を保全する必要がある地区、地区特有の生態系を保全する必要がある地区、自然とのふれあいの場を提供する緑地として保全する必要がある地区などで、当該自治体の状況等に応じて設定ができます。

今後、必要に応じて、住民の発意をもとに「緑化重点地区」「緑地保全配慮地区」の設定を検討します。

● 緑化重点地区

緑化重点地区について

緑化重点地区とは、都市計画区域内において「緑化の推進を重点的に図るべき地区」で、これからの緑のまちづくりのモデル地区となります。

すなわち、公園・緑地等の整備、緑化を重点的に推進し、その動きを市内の他地域に広げていく役割を持った地区です。

住民及び事業者等において、都市緑化基金の活用、住民や自治会によるボランティア活動の展開等それぞれの立場で自主的な緑化の推進が積極的に行われることが期待されます。

■ 緑化重点地区のメリット

- 千曲市において、重点的に緑化を図る地区として優位性が与えられます。
- 緑地の整備や緑化の推進に対し、国からの補助が受けられる地区となります。
- 短期的に事業を執行する地区として、緑のまちづくり実現の可能性が高まります。

緑化重点地区の設定

公園緑地の整備推進に向けて、都市公園だけの事業推進ではなく、地域全体で取り組んでいくことが有効です。

このため、都市公園事業とその他の公共事業による緑化、民有地の緑化を一体的に推進していく緑化重点地区を設定していくことが効果的となります。

対象としては下記に示す①～⑩の地区が考えられます。

(農用地区域[※]) 及び保安林[※] 等については緑化重点地区を定めるものではありません)

■緑化重点地区の対象として考えられる地区の要件

- ①駅前等都市のシンボルとなる地区
- ②特に緑の少ない地区
- ③風致地区などで都市における風致の維持・創出が特に重要な地区
- ④避難地の面積が十分でない等防災上課題が有り、緑地の確保及び市街地の緑化を行う必要性が特に高い地区
- ⑤緑化の推進の住民意識が高い地区
- ⑥市街地開発事業等の予定地区
- ⑦緑地協定の締結の促進等により良好な住宅地の形成を促進する地区
- ⑧都市公園を核として都市住民の憩いの場の創出を図る地区
- ⑨公共施設と民有地の一体的な緑化及び景観形成により良好な環境の保全及び創出を図る地区
- ⑩ヒートアイランド現象の緩和等都市環境の改善が必要な地区

(出典:緑の基本計画ハンドブック)

緑化重点地区候補の検討

市の緑の将来像に向けて、都市計画区域内において特に緑化に関する事業を優先的かつ総合的に進める地区として緑化重点地区の候補を検討します。

緑化重点地区において緑化を推進する事業を優先的に展開することで、モデルケースとして他地区に対しても緑化推進の波及効果が期待されます。

また、住民や団体等の息の長い活動により緑化の推進を行います。候補としては緑化を進めて特に効果が高いと思われ、都市緑地法の要件を備えた以下の地区を検討します。

自主的で積極的な協働が可能な主体の存在および自主的な発意のもとに協議を行い、緑化重点地区の指定を行います。

重点地区においては緑化の推進が主要な要素となるため、保全が主要な要素となる地区や緑化重点地区以外の制度や施策の方が望ましい地区は重点地区の候補から除外します。

■緑化重点地区候補と選定要素

屋代駅前地区	屋代駅前地区は、中心商業地区であり、地域景観の拠点となる市のシンボル地区としての緑化の推進を図りたい地区です。 ※商店街等住民による緑化活動の実績があります。
戸倉上山田温泉地区	温泉地としての顔を発展させるため、街路の緑化や宿泊・商業施設の緑化、千曲川沿いの都市公園等の心地よい緑の育成を目指し、おもてなしシンボル地区の形成を図りたい地区です。 ※千曲川沿いに都市公園が整備され、緑化推進地、住民活動による緑化実績があります。
西船山・更埴中央公園 公共施設重点地区	大規模公共施設集積地周辺として、公共施設やシンボル道路沿い、千曲橋周辺において緑化を推進し、緑の拠点形成を図りたい地区です。
姨捨駅周辺地区	名勝姨捨棚田の玄関口である姨捨駅周辺は、棚田風致の維持・創出とともに、優れた緑化によって、一体的な景観形成を図りたい地区です。
科野の里公園周辺地区	歴史公園他公園集積地であり、屋代たんぼを眺められる地区として、風致の維持・創出、一体的景観形成の推進を図りたい地区です。
五加周辺地区	都市公園が少ない当該地区は、新たな都市公園を核とした、住民の憩いの場の創出を図りたい地区です。 ※アンケート結果からも公園や緑が不足しているとの回答が多かった地区です。
その他地区	緑化の推進の住民意識が特に高く、緑化事業を図りたい地区です。

緑化重点地区の区域と施策について

緑化重点地区は地形、地物^{※)}、字界等で区域を設定し、緑地協定^{※)}及び市民緑地契約^{※)}の締結、公共公益施設の緑化、地区計画^{※)}等の区域における緑化率規制^{※)}、緑化施設整備計画の認定、私有地等緑化に対する助成、都市公園の整備等、緑化施策について定めることが考えられます。

緑地保全配慮地区

緑地保全配慮地区について

緑地保全配慮地区とは、「緑地保全地域^{※)}」及び特別緑地保全地区^{※)}以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」です。

緑地保全配慮地区の設定

緑地の状況等を勘察し、必要に応じて緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区を定め、市民緑地契約^{※)}の締結等、緑地保全方策、概ねの位置を特定し定めるものです。

重要となる自然的環境に富んだ地区全体を、緑地以外の土地の区域も含めて設定し、多様な手法の組み合わせにより、地区の自然環境の保全を図ります。

緑地保全配慮地区は、都市における緑地の保全に重点的に配慮を加えるため緑地保全施策を定める地区です。

原則として農地は含みませんが、例外的に良好な都市環境の形成を図る施策（都市環境形成施策）を記載する場合には農地が含まれる場合があります。

緑地保全配慮地区の対象としては、風致・景観の保全、自然生態系の保全、市民の自然とのふれあいの場の提供等が望まれる地区が考えられます。

緑地保全配慮地区の設定にあたっては、以下のような地区を検討します。

- ① 里山樹林地と農地がまとまった里地、里山が見られる地区
- ② 樹林地と住宅が調和した風致景観を保全していく地区
- ③ 歴史性ある良好な社寺林等の景観を望める地区
- ④ 自然生態系の保全を特に望む河川水辺の地区
- ⑤ 山と里の境界となっている山際の緑

緑地保全配慮地区候補の検討

■千曲市における緑地保全配慮地区候補

社寺林や屋敷林	里山等樹林や平地林及び保存樹木も多い社寺林および屋敷林
樹林地	市街地及び周辺のまとまりのある樹林地
河川軸	市民にとって貴重な緑である広域の緑の河川軸
千曲川堤防周辺	親水空間を有する千曲川堤等
山際の緑	山と里を隔てる境界としての緑

社寺林は市街地に多くの大木、巨木がみられる地区となっており所有者の理解と合意により特に緑地保全配慮地区の設定が望まれます。

市街地の農地は、農地法による転用許可基準に基づき、転用の可・不可が判断されることとなりますが、これらの緑地については、優良農地の保全と田園景観の維持、市民農園・観光農園としての農地の活用などの施策展開により対応することとし、必要に応じた保全と活用の推進に努めます。

以上の検討から、緑地保全配慮地区の設定により保全を図る緑地要素は、地域制緑地を指定する緑地要素、緑化推進施策により対応する緑地要素を除いた「市街地の樹林地」「市街地周辺の樹林地」「集落地の屋敷林」「保存樹木を有する社寺林」「親水公園や親水空間の軸となっている千曲川やその他河川水辺」「山際の緑」とします。

緑地保全配慮地区の区域と施策

地形、地物^{※)}、字界等で区域を設定して緑地保全配慮地区を定め、地区計画等の区域内における緑地の保全、市民緑地契約^{※)}の締結、風致地区の指定、保存樹・保存樹林の指定、都市公園の整備、市の条例に基づく緑地保全施策等、当地区において講じる緑地保全施策を定めます。